

第8回高知県談合防止対策検討委員会 会議要旨

平成24年12月7日（金）14:00～16:00

オリエントホテル高知 2階 「松竹の間」

1 出席者

(1) 委員会

ア 出席委員

大年委員、坂本委員、下元委員、甫喜本委員、村瀬委員、山本委員、渡邊委員

イ 欠席委員

稲田委員

(2) 事務局

奥谷土木部長、味元土木部副部長、栗本土木技術監、田所建設管理課長 ほか

2 議題

(1) 事務局報告事項（配付資料説明に関する質疑）

(委 員) これまで高知県で総合評価方式によって受注者を決めた時に、結果として価格が最低の者が受注したものと、価格が最低ではなかった者が受注したものは比率的にはどの程度あるのかという質問が1つ。設計の単価は、取引価格の中で最頻値を採用しているとあったが、当然時期によっても変わるであろうし、地域によっても変わる可能性があるのではないかと思うのだが、その辺りは発注者で積算される中でどのように組み込まれているのかというその2点を。

(事務局) 最低の価格以外での落札というのは、大体20%くらいである。設計の単価については、資材等について、毎月調査をして毎月単価を改訂しているというものもある。変動状況に応じて対応している。

(委 員) 高知県内では一律か。東部と西部で違うのか。

(事務局) これもものによって違う。

(委 員) 入札価格において業者間で直接費のところについてはあまり大きな差がないと見てもいいのか、入札価格に差が出てくるのは間接費の配分の問題によって出てくると理解してよいのか。

(事務局) 現在、特に大きい工事において事業者から事前に設計金額をいただくというのが、低入札調査に係るもので4項目の金額しか出てこないが、一般管理費や現場管理費で違いが出てきているところは見受けられる。

(委 員) 材料費でも、大企業が調達する価格と中小企業が調達する価格は全く違う。現実には違いがあるのだが、入札の場合の積算はやはり市場価格、こちらが出しているものをベースにしてやるということで、そこでもいろいろ問題があると

思うのだが。間接費の中でこれが一番難しい。そこで調整し、いろんなものができるのかなというイメージを抱いていたのだが、詳しくはあまり分からないということか。

(事務局) あらかじめ直接工事費、共通仮設、現場管理費、一般管理費という4つの合計金額だけは事前にもらっており、そこだけでしか分からない。

(委員) 同じ工事を平成17年度と平成24年度に実施したと仮定すると予定価格の合計では平成24年度の方が約1.9%高くなっている。他方で労務単価が最大15%~16%下がっているということは、労務費と材料費と機械費、そして、その他とその内訳を考えたときに労務費の割合が平成24年度ではかなり下がっている可能性があるということなのか。そして、競争が激しくなるにしたがって労務費がますます下がる可能性が懸念されるのか。

(事務局) 直接的にはなかなか言えない。人件費は労務費調査をして実勢の単価を把握しており、実勢が下がってきているという状況であるので、今後も下がり続けるかというのは分からない。社会全体の賃金が下降気味にあるとは思うが。

(委員) 建設業の労働者の賃金はかなり低い。民間の一般企業よりも低いという状態となっている。入札の単価は、標準的なもので、取引の実例価格、8時間あたりのこれを見ているのだが、建設のほうが低いということがそのまま反映されているのか。

(事務局) 労務費の単価の調査の仕方は毎年10月頃に県と国との工事の実態調査を行うようにしている。国・県等発注者が独自にデータを集めて、国交省に送り、国・県を含めて工事の実態を調査して翌年度の単価を決めている。当然賃金については中庸の部分を集めてそれで平均値を出すやり方だと聞いている。ただ、その業種によって、例えば、いろいろ専門的な技術者が不足気味だということになればその部分は上がってくる。よく言われているのが、ガードマンの方は非常に低く、労働条件が悪い形でやっているのもその辺りをなんとかしてほしいとの要望を聞いたことはある。それと他業種との比較というのは労働内容等の諸々によってどういう比較をしたらいいのかという取り方にもよると思うが、決して恵まれた条件ではないということはある。平成17年度頃というのは比較的落札率自体も高かった時期である。平成16年度は災害が多くて、災害復旧工事が事業量も多かった。人についても売り手市場という状況であったことが想定される。一時的に平成21年度、平成22年度は上がっていたが、平成24年度は下がっている。一番切り詰めやすい部分は給料の部分ではないかというところが反映されているのではないかと想像される。

(委員) 労務と安全を大切にしないといけない。労務のところが一番弱いところだと思う。だからこのところを丁寧に考えていく必要がある。

(2) 談合防止対策について

「3 談合を行うに至った原因・背景に対応した入札制度の見直し

(1) ダンピング受注の防止

- ①調査基準価格の引き上げ
- ②予定価格の上限拘束性の廃止

(2) 事業者の経営力の強化

- ①協業化及び合併の推進

」について

- (委員) 現在の総合評価方式は、評価値が一番高いところが受注することになっているが、入札金額が分母になっているので、いくらいい提案や高い評価があっても価格で全部が決まってしまうという要素がもの凄く強い方式ではないかと思う。価格の評価点と企業評価、技術者評価を割り算ではなく、足し算にして評価するような仕組みに総合評価のやり方をシフトしていくという制度改正はできないのか。
- (事務局) 他県に事例があるので研究してみたいが、すぐには難しい。建築設計等のコンサル業務は、プロポーザル方式で、提案内容と価格を点数化して決めるやり方をやっている。ただし、県レベルでやる工事については、比較的形がシンプルであり、業者の施工内容によって大幅に中身が変わるといったものが比較的少ないので、水準以上のものであれば基本的には価格でというのがオーソドックスな形かなと思う。
- (委員) 入札価格の信頼性というものが非常に低い場合には加算方式を導入するべきである。
- (委員) 最低価格以外の者が受注した割合というのは20%ぐらいあるとのことだったが、もし加算方式にするとその割合は恐らくもう少し高いものになる可能性もある。そうすると良い提案や良い企業評価、技術者評価、提案内容も優れたところが落札することとなり、価格は若干高いかもしれないが、制限価格以内であれば、一応考え方としてはリーズナブルである。そういうところが、健全な経営も含めて、地域の建設業の育成にもつながる。
- (委員) 地方自治法の説明があったが、第234条の3の規定で「契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で」とあるので、これは価格が法的に縛られているのではないか。今の話では、無制限に受け入れることはちょっとできないのではないかという気がするが。
- (委員) 最低基準価格は予定価格を元にしていただければ、今の予定価格というものを法律の予定価格と違う位置付けにしてそれより上に置くという名目的な予定価格、予定価格を空文化してしまうという方法はないのか。
- (事務局) それについては、予算決算及び会計令の中で予定価格は「取引の実例価格」という定めがあるので、やはり5%増し等はできない。
- (委員) 予定価格がそのように平均的なことで決められているのであれば、そんなに意味のある価格ではない気がする。価格競争する場合、皆が最低基準価格を知りたいがために予定価格を知りたいということにもなる。法律の規定だからしよ

うがないと言われればそれまでだが、ヒアリングにも予定価格を無くして欲しいという正直な話も出ていたので、法律で決まっているからというのではなく、方向性としては意見は出してもいいのではないかなと思う。

(委員) 上限拘束性の意味は低下していると私も思う。企業だけではなく、発注者のほうもそれに縛られるという面もあるだろうし、そもそも予定価格の上限拘束性を厳格に守っている国というのは日本の他には恐らくほとんど無いのではないかなと思う。ただ、このところを国に提案していくためには明確な理由が必要だと思う。

(委員) 高知県の状況を反映した歩掛りというものを設定してほしい。例えば、高齢の労働者の問題であるとか。また、都市部と山間部で工事の条件によって生産性は大きく変わる可能性もあって、それは今のやり方では十分に調整できない場合もあると思う。この予定価格をまずは正確に定めることが大事だと思うのだが、歩掛りの推定というか、正確性に関しては県としてはどのように考えているのか。

(事務局) 歩掛りのことであるが、例えば、標準的な形で施工する前提でやっているが、地域によって、効率性が違ってくる。そういうものをこまめに反映させたものにして欲しいとの要望はずっとある。ただ、それに基本的には不都合な部分があれば、実態というものを私どもに伝えていただければその部分については、可能な限りそれに対応していく。実態にあった形で設計に反映させるように取り組んでいくということはずっと話をしているが、なかなか業者の方には、十分納得をいただけていない。

(委員) 予定価格を算定するのは発注者の責任である。その価格を正確に算定するのは発注者の役割で、この談合問題を考えていくうえでも、発注者の責任も今後一層重要になっていくと思う。そうすると、この労務単価や資材単価を調査しているのは官側であり、発注者としてもそういう不具合が無いかどうか、もう少し積極的に踏み込んだ調査をしていく必要があるのではないかな。

(事務局) 確かに理屈から言えばそのとおりだと思う。ただ、私どもの現場の実態、職員の実態等色々考えると、そういう声を挙げていただくところからスタートしていかざるを得ないのだろうと思う。

「4 その他の入札制度の見直し

(1) 適正な入札手続の執行

①施工計画の評価時期の変更」について

(委員) 今回新聞報道等で知ったところであるが、締め切り前に評価点が決まっている。少し時間的に空き時間があり、そこでいろんなことがなされたというのがあるので、もし手続上支障が無いのであれば、今ここに提案されている方法で今後対応していくというのでいいのではないかなと思う。

「指名停止期間（規定：3月～14月、運用：10月）」について

- (委員) 今回県が示した期間については、高知県の今の社会的な状況等を考えると相当影響が大きいということはよく理解できるのだが、他県との比較で見ると、特段高知県が厳しいとは見受けられない。相対的には妥当であると個人的には思っていた。
- (委員) 実施の時期で、工事の少ない時期とか多い時期とかどうしても県の施工の中で波があるので、例えば、10月の場合に工事が集中している時とそうでない時で意味は違ってくる。期間だけの問題では無いと思う。
- (委員) 私も停止期間の妥当性ということとはよく分からない。ただ、他の事例を見ていると期間の短縮が行われている。そのような状況にあった時に、受発注者が、お互いに可能な限り納得できるような入札発注制度を構築すべきだと改めて思う。それで、独占禁止法の意義・役割というのは、公正な競争というものを確保することが目的であると思う。確かに、今回の高知県の談合を振り返ってみると独占禁止法というのは有効に機能したと思う。ただ一方で、その公正な競争を実現するための1つの手段が価格競争入札ではないと思う。それで、単純な価格競争というのは無競争だと思っているので、最低制限価格の推定だけになれば、また談合が避けられない。なので、この指名停止措置を決めて、それを厳格に運用しようとするのであれば、本当により良い入札契約制度を作っていくべきなのではないだろうかと思った。
- (委員) 四国の他の3県が表に出ている。非常に他の3県は期間が長い、そこら辺り、その3県の比較を、四国という環境が非常によく似たところであるが、その調査をしたものはないのか。
- (事務局) 徳島県は、12月から36月まで。香川県は12月から24月まで。愛媛県は18月から30月まで。本県は3月から14月まで。実際の適用は、他の3県には、当然今回のような多くの事業者が一度にとという事例はないが。
- (委員) 他の3県の長い期間については、かなり前からこのように改正をしていたということか。
- (事務局) 改正時期についてはまではよく調べてないが、1つのきっかけとして、平成18年に全国知事会のプロジェクトチームが、入札制度の提言書をまとめた。その中で、談合が行われないように、ペナルティー強化として指名停止期間について少なくとも12月以上にすべきではないかという提言に呼応した都道府県もあると承知している。それを受けて、これをやったのかどうかは分からないが。石川県、茨城県、山梨県が直近で同じような談合があったが、そこが大体高知県と同じ12月という形で実施をしている。全部の県については言えないが、実際の運用としては、大体12月ということで高知県並の運用という形になっているのではないかと考えている。

「1 ペナルティーの強化

(1) 再度の違反に対する強化

- ①指名停止
- ②賠償金

(2) 主導的立場に対する強化

- ①監督処分
- ②賠償金

(3) その他のペナルティーの新設・強化

- ①指名停止
- ②総合評価方式
- ③入札参加資格（地域点数）

」について

(委員) 具体的な数字は、提案できないが、今回のような大掛かりな件を受けて、今後ペナルティーをどういう考え方で強化していくのか、あるいは、ペナルティーそのものをこれまでのやり方ですっといくのか、その大きな考え方としては、高知県は、今回の事を受けて、今後はこういうことが発生しないものへ変更していくのだという強い意思表示を社会に対しても、あるいは、業界に対してもやっていくのだということであれば、再度の違反に対して、もう立ち直れないぐらいのペナルティーがあっても止むを得ないという覚悟を持った期間設定も必要ではないか。

業界はそういう意思表示を示しているのだから、意思表示を十分汲んで、業界の中でもいろんな改善に責任を持って取り組んでもらいたいという強いメッセージを発するという考え方が必要ではないかと思う。

(事務局) 確認だが、今度起こった場合の再犯の方についての指名停止期間を長くするというのか、あるいは、今回県全体として、今後行われる行為に対して長くするというのか。

(委員) 個人的には、今回処分を受けたところが再度ということであるが、そういうダブルスタンダードというのはあまりよろしくない。今回処分を受けたところとそうでないところで、今後の期間設定方針が違うというのはあまり好ましくはないと思うので、一律でいくのが考えやすいと思う。

(委員) 過去の指名停止について加算できる遡及期間は現状では3年だが、これを延長することについては妥当な改善である。

(事務局) 主導的立場に対する強化について、他県では、賠償金の加算というところは7県ほどあるが、ただ、基礎となる賠償金の率というのも本県20%であるが、さらに上乘せするとか、そこら辺り、どういった意見であろうか。

(委員) 主導的立場の業者が今回もかなり影響しているので、他の業者とは区別する意味でも、賠償金の加算をやるべきではないかと思う。どれくらいが適当かは、分からないが、かなり重い加算をしてもいいのではないかと思う。

(委員) 再犯の事業者については、厳しくしていくべきである。

「コンプライアンスの徹底」について

- (事務局) 今後、県の入札参加資格は法律等で一定条件が定められているので、その変更はできないが、その格付をする時に、コンプライアンスの基本方針を策定していない場合に通常総合得点のランクよりも下に位置付けするという方策である。具体的には、2等級下位又は最下位に位置付ける。2等級下位というのは、土木一式、建築一式のほうがA、B、C、Dという4等級に分かれているので、本来A等級の方が作ってなければC等級になると、B等級の方はD等級になるという考え方、その他の26業種はA、Bしかないので、本来A等級であれば、B等級にしかならないということで、最下位という表現をしている。
- (委員) 企業規模にもよるが、上場している企業は当然のことであるが、内部統制が義務付けられているわけだから、その内部統制の一環としてコンプライアンスに対する監査をどういう計画を立てて、実施して、結果がどうであったかということの報告を義務付ける。これを含めた業務が適正にされているということを実務的な裏付けを持った報告が一番必要ではないかなと思っている。
- (委員) 今回の調査で非常に参考になったのは、業者からの聞き取りだったのだが、聞き取りをしていない業者からも聞き取りを行っていろんな意見が反映されれば良いと思う。コンプライアンスは、法令遵守だけではない。企業としての倫理をどうやって確立していくかということではないか。
- (事務局) できることをしてみたいと思う。ただ、今回いろいろご提言を取りまとめでいただくということになるが、その後、県がいろいろ制度化していく際にも、一定時間を取ることで、ここの意見とそういった聞き取りで確認できたことを参考に県の方針として具体化していくという方向でいきたいと思う。

「入札契約制度の見直し全般」について

- (委員) 何かの基準を決める時に、できれば明確な基準にできるだけ近づけてもらいたい。この間からの話では、業者に分からせないために、公開情報を減らしていく方向に話が進んでいるように思うのだが、そういう部分を多くしてしまうと、関係する人も相当増えてくると思う。その中からその部分が漏れるということになると、却って弊害が大きくなる可能性があるのではないか。だから、以前はそういう弊害や業者からの働きかけをできるだけ少なくしていくために、公開に近い形にしていこうということの改正だったと思う。できるだけ、透明性が高い基準でやってもらえば、ありがたい。
- (委員) 前回、少し話が出ていて、工事費内訳書の添付の義務化の検討の方向のところでは設計書の各工種ごとの金額を記載した工事費内訳書の添付を義務付けという話が出た時に、詳細な見積書をといた話があったのだが、「第8回 資料1」の9ページ、10ページのような形でいくということか。
- (事務局) そのレベルにできればと考えている。必要があれば、当然、そういった詳細な積算も提出いただくが、その際には、提出済みのものと持ってきてもらうもの

との突合ができると思っている。また、1億円ぐらいの工事だと厚さ1cm程度の設計書となってしまう。

- (委員) 詳細な見積書というと、作るほうも大変である。もちろん、見積書は作るが、提出用の見積書、入札の際に全部の事業者が出すというのは大変であるし、チェックするほうも大変である。個人的にはこの「工事費内訳書」でいいのではと思う。
- (委員) 総合評価方式の評価項目の「類似の施工実績」と「成績評定」を見ると、企業評価の技術力にも入るし、技術者評価にも入っており、その技術者が類似工事を過去にやった実績があって、その時の成績がいくらだったというのは技術者にも加点されるし、企業にも加点されるということで、1つの実績が企業評価と技術者評価にダブルカウントされているという位置付けになっている。そのことを重く評価の中に位置付けたいということであれば、現状のままでいいと思うのだが、ダブルカウントされているものをどのように棲み分けして考えていくのかというのを、今後、もう1回根本に戻って精査をされたらいかがかなと思った。もう1つ、企業評価のところ、やはり技術力があって、健全な、正にその工事をやるにふさわしい技術力と経営体質を持ったところがその工事をやっていくのだという方向に公共工事をシフトしていくのであれば、固有の形態とか、あるいは、事故があったときの保険とかに対してケアが企業としてなされているのかということも、今後、高知県の加点の中に項目として入れてもらえば。雇用対策とか、そういうところもあるし、その辺を加点する項目をもう一度見直されたらと思う。
- (委員) 「施工計画の評価点の配分の拡大及び配点の多様化」の「配点の多様化」という箇所が疑問である。シンプルにするのは大事だが、本当に施工計画が現場の実態に合って、現場に適切な施工ができるのかどうか、本当に保障するのだろうか懸念する。地方で工事をする場合は、その人でないとなかなか近隣住民との調整が上手くいかないということがあるわけで、そういうことを施工計画に載せていただければと思う。評価点を多様化するためにキーワードの数を数えるみたいなことは、本質とは少し違うのかと思う。基本はいい工事をする企業が選ばれるような入札方式というものを、私達はさらに考えていく必要があると思う。それで、「配点の多様化」というものが、どのようにされるのか、模範を示すことになるのかと思ったものだから検討いただきたい。
- (事務局) 採点の方法は、この場では説明がしにくいですが、今の審査の内容からいくと、0点、5点、10点というのは差が大きすぎるのかなと感じているので、そこをもう少し段階を踏んだ評価にすることはあり得るのではないかと考えている。